

## 一般社団法人 伊豆下田法人会 会費規定

一般社団法人伊豆下田法人会（以下「本会」という）の会費は、本会の事業年度を区分として、正会員は次に定める資本金（年度当初4月1日の現況による）の階層等に応じ決定し、賛助会員についても次に定める。

（正会員） 本会の会費（1年間）は、次の均等割と資本割の合計額とする。

均等割 4,000円

資本割

資 本 金	会 費 額
300万円未満	0円
300万円以上 500万円未満	6,000円
500万円以上1000万円未満	10,000円
1000万円以上2000万円未満	20,000円
2000万円以上5000万円未満	26,000円
5000万円以上	36,000円

- （注） 1. 支店、工場、出張所等の特別法人は、第1条の基準によらず、均等割の2.5倍とする。
2. 代表者を同じくする、関連、系列等の法人は、資本金の高い法人の会費を主として算定し、その他の法人は均等割額とする。

（賛助会員） 本会の会費（1年間）は、正会員の均等割と同額の4,000円とする。